

平成二十三年十月七日受領
答弁第四六号

内閣衆質一七八第四六号

平成二十三年十月七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員小野寺五典君提出中国漁船衝突事案における中国人船長釈放の経緯に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員小野寺五典君提出中国漁船衝突事案における中国人船長釈放の経緯に関する質問に対する

答弁書

一について

御指摘の事件における被疑者の釈放は、検察当局が、法と証拠に基づいて適切に判断したものと承知している。個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処しているが、その詳細について明らかにすることは差し控えたい。

二について

政府としては、御指摘の報道にあるような判断をしたことはない。また、御指摘の事件の映像記録については、昨年十一月四日にインターネットに流出したものとほぼ同一の衝突時の場面を含む約四十四分の映像記録を、同月二十二日に、海上保安庁長官から参議院議長及び参議院事務総長に提出するとともに、御指摘の事件の映像記録全体から衝突時の場面等を抽出した約十二分の要約版を、本年八月十一日に、海上保安庁から参議院予算委員会理事会に提出しており、これらの映像記録については、提出に際してその取扱いに何ら条件を付していないことから、その後、実質的に公にされている状態になっているものと認

識している。

なお、御指摘の事件の映像記録の全てを公にすることについては、今後の海上保安庁の海上警備・取締活動に支障を生ずるおそれがあることなどから、適切でないと考えている。